

南部汚水22号幹線〔第2工区〕
整備事業

実施方針

令和 7 年 7 月

春日井市上下水道部

目次

第1 対象事業に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業の対象となる公共施設の種類	1
(3) 公共施設の管理者の名称	1
(4) 事業の目的	1
(5) 調達対象工事	1
(6) 事業場所	2
(7) 対象施設	2
(8) 調達概要	2
(9) 業務範囲	4
(10) 関連法令等の遵守	4
(11) 提案上限価格	4
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 事業者の募集及び選定方法	5
2 事業者の募集・選定スケジュール	5
3 資料提供	5
4 実施方針等に関する質問及び意見	6
(1) 募集要項等公表後の手続き	6
5 応募者の備えるべき参加資格要件	6
(1) 応募者の参加資格要件	6
(2) 参加資格の喪失	8
6 設計技術者の配置要件	8
(1) 設計を行う者に共通する技術要件	9
(2) 応募者より設計を受託する者に対する要件	9
7 審査及び選定に関する事項	9
(1) 優先交渉権者決定の体制	9
(2) 審査の手順及び方法	9
(3) 優先交渉権者の決定と公表	10
(4) 事業者を選定しない場合	10
8 提出書類の取扱い	10
(1) 提出における前提	10
(2) 著作権の帰属	10
(3) 特許権等の取扱い	11
第3 受注者の責任	11
1 基本的考え方	11
2 要求水準と契約不適合	11
(1) 要求水準	11
(2) 契約不適合が生じた際の措置	11
3 予想されるリスクと責任分担	11
第4 発注者による監督	12
1 契約内容に関する事項	12
2 実施設計に関する事項	12
3 施工に関する事項	12
4 工事完成に関する事項	12
第5 契約に関する事項	12
1 制限価格	12
2 契約保証金	12
第6 工事計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置	12
別紙1 リスク分担表(案)	

実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

本事業	:南部污水22号幹線〔第2工区〕整備事業をいう。
DB方式	:市が資金調達し、設計業務（Design）、工事業務（Build）を民間事業者に包括的に委託する設計・施工一括発注方式をいう。
提案書	:募集要項等に基づき作成される書類・図書をいう。
応募者	:本事業に参加する企業若しくは企業グループをいう。
優先交渉権者	:市と事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
事業者	:市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
代表企業	:事業者を代表する者をいう。本事業の応募参加資格の申請、入札手続き等を行う。
構成企業	:事業者を構成する者をいう。
協力企業	:事業者から工事の一部を請け負う、又は業務の一部を受託する者をいう。
共同企業体	:本事業の設計・工事を行う企業によって結成する企業体をいう。
請負契約	:設計・工事業務に係る事項について市と共同企業体が締結する契約をいう。
契約図書	:請負約款及び契約書に付随する関連図書一式
設計	:工事目的物等の設計、仮設その他の設計及び設計に必要な調査又はそれらの一部をいう。
施工	:工事目的物の施工及び仮設の施工又はそれらの一部をいう。
工事	:設計及び施工をいう。
工事目的物	:工事の目的物である構造物をいう。
技術提案	:工事目的物の品質及び施工技術等に係る設計段階からの提案をいう。

本実施方針（以下、「本方針」という。）は、春日井市（以下、「市」という。）が実施する本事業の概要及び本事業を委託する事業者の募集及び選定するにあたり、公表するものである。本方針については、今後、質問等を踏まえて、内容を変更する可能性があるため、現時点では（案）として示すものである。

第1 対象事業に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

南部污水22号幹線〔第2工区〕整備事業

(2) 事業の対象となる公共施設の種類

春日井市下水道施設 南部污水22号幹線

(3) 公共施設の管理者の名称

春日井市

(4) 事業の目的

市の公共下水道事業は、昭和39年に事業認可を得て下水道整備に着手し、昭和43年に高蔵寺浄化センターが供用開始し、現在は、高蔵寺浄化センターの他に南部浄化センターと勝西浄化センターの3処理場が供用している。

このうち、高蔵寺浄化センターは、供用開始から50年以上が経過し老朽化が進み、改築・更新への対応が課題となっていることから、令和元年度に新たな中長期的な経営の基本計画となる「春日井市公共下水道事業経営戦略」を策定し、経営戦略の検討において高蔵寺浄化センターを廃止し、高蔵寺処理区の下水を南部浄化センターに流下し、処理場を統廃合する方針とした。

これを受けて、高蔵寺処理区の下水を南部浄化センターに流下する総延長約8,500mの接続幹線「南部污水 22 号幹線」を整備することとなった。

本事業は、南部污水 22 号幹線の第2工区を整備することを目的に、効率的・効果的な事業推進を図るため、民間企業の優れた企画力、技術力の活用が期待される官民連携手法として、DB方式を採用することとした。

(5) 調達対象工事

本事業では、南部污水22号幹線のうち、表 1-1 に示す工事の調達を予定している。

表 1-1 事業で予定する調達工事

対象事業	調達工事工区名
南部污水22号幹線	第2工区

(6) 事業場所

図 1-1 に示す、下条公園、公共用地、内津川左岸用地（買収予定）を立坑用地とする。

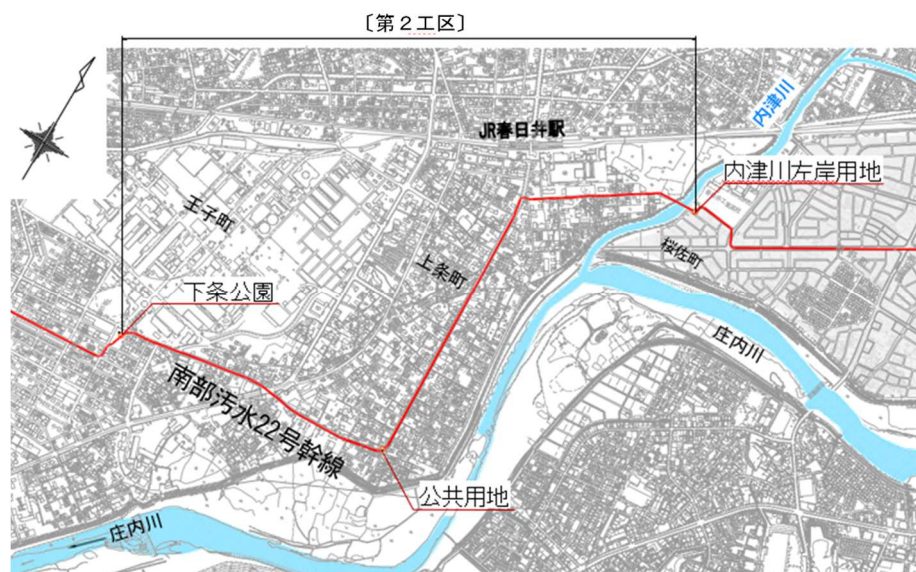


図 1-1 南部污水 22 号幹線（第 2 工区）（概要図）

(7) 対象施設

本事業の対象施設の概要を表 1-2 に示すとともに、下水道施設の設計条件を表 1-3 に示す。なお、数量については、「南部污水 22 号幹線実施設計業務報告書（抜粋版）令和 7 年 3 月」を参考としている。

表 1-2 下水道施設の概要

区分	種別	数量	単位	備考
土木	シールド工	3,093	m	
	マンホール工	1	基	

表 1-3 下水道施設の設計条件

項目	設計条件
工法・延長	シールド工法 延長3,093m
特殊構造物	耐震設計 有 1基
報告書作成	有
設計協議	有（中間打合せ 3回以上実施すること。回数については、別途提案による。）
施工法等の比較検討	無
耐震計算（応答変位法）	有
耐震設計	レベル2地震動
設計条件補正	無
地盤条件補正	無
工区数補正	1工区
その他補正	無

(8) 調達概要

ア 発注方式

事業の発注方式は、設計及び施工を一括して表 1-1 に示す調達工事を事業者
に委ねるDB方式とする。

イ 事業者の選定方法

別途定める、評価基準に基づく公募型プロポーザル方式により選定する。

ウ 業務特性

応募者は、市が予め実施した基本設計の結果を踏襲又は改めた技術提案が可能であ
り、当該提案に基づき構造物の構造形式や主要諸元も含め設計及び施工を一体として
行うものとする。

エ 事業期間

本事業の事業期間は、請負契約締結日（令和8年4月上旬）の翌日から、令和13年
3月18日までの約5年間とする。

オ 事業スケジュール

本事業のスケジュールは以下のとおりとする。

表 1-4 事業スケジュール（仮）

項目	日程
請負契約の締結	令和8年4月上旬
設計・工事期間	事業契約締結日の翌日～令和13年3月18日（5年間）
事業終了	令和13年3月18日

カ 募集要項等への反映

実施方針公表後における民間企業からの質問・意見を踏まえ実施方針に変更が生じ
る場合は、募集要項等に反映させる。

なお、本実施方針との相違については、募集要項等の記載内容が優先される。

(9) 業務範囲

本事業においては、南部污水22号幹線〔第2工区〕整備事業の事業者が設計及び施工を一括して受注することを前提としており、当該業務の概要は表 1-5 のとおりとなる。

表 1-5 受注者が行う業務範囲の概要

業務	備考
現地調査	設計及び施工に必要な現地調査を行う。
埋設物調査	設計及び施工に必要な埋設物調査を行う。
測量調査	設計及び施工に必要な測量調査を行う。
地質調査	設計及び施工に必要な地質調査を行う。
試掘調査	上記調査結果にともない必要と認められる場合は、施工にあたっての事前準備の一環として試掘調査を行う。
実施設計	受注者が提案時に示した内容に則し、「第1 1 (7)対象施設」に示す施設の設計を行う。
設計・工事に伴う各種申請書類の作成	各種申請等の手続きに必要な書類を、発注者と協議の上、作成する。
関係機関協議	設計及び施工に係る関係機関との協議及び協議支援を行う。
住民説明 (広報含む)	事業の全体スケジュール及び調査・設計・施工に係る協力・調整等について、地元住民等への説明及び説明会を行う。また、事業の進捗状況等の広報を行う。苦情を受けた際に当該苦情に対する処理及び発注者への結果報告を行う。
土木工事(下水道)	「第1 1 (7)対象施設」に示す公共下水道施設の土木工事を行う。
周辺環境調査・対策	必要に応じて、施工に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下、地下水位等の周辺環境対策に関する事前調査を実施し、必要な対策を行うとともに、事後調査を実施する。

(10) 関連法令等の遵守

本事業を実施するにあたり、必要とされる関係法令、条例、規則及び要綱を遵守するものとし、最新のものを適用する。詳細については、要求水準書(案)のとおりとする。

(11) 提案上限価格

提案上限金額は、募集要項等の公表時に示す。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、「公募型プロポーザル方式」により行う。

2 事業者の募集・選定スケジュール

募集に当たってのスケジュールは、表 2-1 を予定している。なお、本スケジュールはあくまで現時点での予定であり、今後各種状況に応じ変更され得るものである。

表 2-1 事業者の募集・選定スケジュール（仮）

日 程	内 容
令和7年7月 16日	実施方針等の公表
令和7年8月 4日	実施方針等に関する質問等の受付（締切）
令和7年9月 上旬	実施方針等に関する質問の回答公表
令和7年9月 下旬	募集要項等の公表
令和7年10月 中旬	募集要項等に関する質問の受付（締切）
令和7年11月 中旬	募集要項等に関する質問に対する回答の公表
令和7年11月 中旬	応募受付（参加資格審査書類の提出）（締切）
令和7年11月 下旬	参加資格確認結果の通知
令和8年1月 中旬	提案書類の受付（締切）
令和8年3月 中旬	技術資料等に関するプレゼンテーション
令和8年3月 下旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和8年4月 上旬	請負契約締結

3 資料提供

提供資料については以下のとおりとする。

提供資料 表 2-2 に記載のものを提供資料とする。

表 2-2 閲覧資料一覧

資料番号	資料名
提供資料	南部污水2号幹線実施設計業務報告書（抜粋版） 令和7年3月

- ア 申請期限 令和7年 7月 17日（木）から
令和7年 8月 1日（金）午後5時まで
- イ 申請方法 電子メールによる資料提供申請書（様式1）の提出
電子メールの件名は「提供申請書」と記載すること。
なお、申請者は電子メール申請後、申請先に電話にて連絡のうえ
申請状況についての確認を図ること。
- ウ 申請先 春日井市上下水道部 上下水道経営課
- エ 提供方法 電子データをメール等で提供
- オ その他
- ・ 同一社内で異なる部署からの申請がないように、事前に社内で申請状況を確認すること。

- ・ 資料提供申請時に、守秘義務の遵守に関する誓約書（様式2）を提出すること。
- ・ 提供資料は、当該工事に係る技術提案や応募への参加を検討することを目的とした参考資料であり、事業の工事条件、範囲、数量、その他契約事項を規定するものではない。

4 実施方針等に関する質問及び意見

実施方針に関する質問及び意見を以下のとおり受け付ける。

提出期限 令和7年8月4日（月） 午後5時まで

提出方法 電子メールによる実施方針に関する質問及び意見書（様式3及び様式4）を提出

なお、提出者は電子メール送信後、提出先に電話にて連絡のうえ提出状況についての確認を図ること。

提出先 春日井市上下水道部 上下水道経営課

（所在地） 〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5-44

（電話番号） 0568-85-6347

（電子メール） suikei@city.kasugai.lg.jp

質問回答 実施方針に関する質問への回答は、令和7年9月上旬に市ホームページで公表を予定している。ただし、質問書の提出者名は公表しない。なお、意見については、公表しないととも回答は行わない。

(1) 募集要項等公表後の手続き

募集要項等公表後の手続きについては、表 2-1 記載事項及びその他含め、詳細を募集要項にて示す。

5 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の参加資格要件

ア 本事業の応募者は、設計・工事業務を共同企業体で行う企業とし、その代表企業が応募参加資格の申請及び入札手続きを行うこと。

イ 春日井市共同企業体取扱要綱に基づく特定建設工事共同企業体（甲型）とし、次に掲げる条件を満たすこと。

(ア) 共同企業体の構成企業は、応募参加資格確認申請書を提出する時点において、春日井市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。

(イ) 共同企業体は3社で構成すること。

(ウ) 共同企業体の構成企業は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可を受けてから、3年以上継続して建設業を営んでいること。

(エ) 法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けた者であること。

(オ) 当該共同企業体への出資比率が20%以上であること。

(カ) この工事に係る他の共同企業体の構成企業でないこと。

(キ) 名簿に経常建設共同企業体の構成企業として登載されている者でないこと。

- (ク) この工事に係る他の共同企業体を構成する各構成企業と関連のある者（親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者をいう。以下同じ。）ではないこと。

ウ 代表企業は、次に掲げる事項を満たしていること。

- (ア) 春日井市の入札参加資格者名簿（令和6・7度）に登録されている者であること。
(イ) 名簿に登録された工事種目の土木工事の等級がAであること。
(ウ) 愛知県内に本店又は支店を有すること。
(エ) 国又は地方公共団体（公社・公団等を含む。）が発注し、平成27年4月1日以降に竣工した管きよ整備のうち外径2,000mm以下かつ延長1km以上のシールド工法の元請又は共同企業体としての施工実績を有する者であること。（共同企業体としての実績の場合は代表企業に限る。）
(オ) 法第26条第2項に規定する監理技術者をこの入札に係る工事の現場に専任で配置できること。
(カ) 当該共同企業体への出資比率が最大であること。

エ 代表企業以外の構成企業は、次に掲げる事項を満たしていること。

- (ア) 春日井市の入札参加資格者名簿（令和6・7度）に登録されている者であること。
(イ) 名簿に登録された工事種目の土木工事の等級がA又はBであること。
(ウ) 春日井市内に本店を有すること。
(エ) 春日井市が発注する土木工事業において、春日井市工事成績評定が令和2年から令和6年度までで平均点65点以上であること。
(オ) 法第26条第1項に規定する国家資格を有する主任技術者をこの入札に係る工事の現場に専任で配置できること。

オ 応募者は、参加表明書及び応募参加資格確認申請書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務及び工事について明らかにすること。

カ 応募者の代表企業の変更は認めない。

キ 参加表明書及び応募参加資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。

ク 次に該当する者は、応募者の構成企業となることはできない。

- (ア) 応募参加資格確認申請書を提出する時点において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
(イ) 市の指名停止又は指名除外の処置を受けている者。
(ウ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係である者。
(エ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係である者。
(オ) 役員（役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うお

それがある組織)、又はその構成企業等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者。

(応募者が企業グループの場合は、構成するメンバーの全て。)

- (カ) 応募参加資格確認申請書を提出する時点において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき、更生手続き開始の申立てが行われている者、または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき、再生手続き開始の申立てが行われている者。その他、経営不振に陥ったと明らかに認められる等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者。
- (キ) 応募参加資格確認基準日において、国税、県税及び市町村税を滞納している者。
- (ク) 本事業に係る事業者選定支援業務を委託している者、及び当該契約等支援業務において上記の者と提携関係にある者、並びにこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がある者。

本事業に係る業務支援に関与した者は次のとおりである。

- ・パシフィックコンサルタンツ株式会社(本社:東京都千代田区神田錦町)
- ・日比谷パーク法律事務所(本社:東京都千代田区有楽町)

なお、「資本面もしくは人事面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関係にある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。

(2) 参加資格の喪失

参加資格確認後、事業契約締結までの期間に、応募者の代表企業が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、原則、当該応募者は失格とする。

また、落札者決定の公表から事業契約の締結までの期間に同様の事態が生じた場合には、市は事業契約を締結しないことがある。

6 設計技術者の配置要件

応募者は、工事実施にあたり法令上必要となる技術者を配置するとともに、以下の設計に係る技術者を配置しなければならない。

- | | |
|---------|---|
| 管理技術者 | 設計の進捗の管理を行う者。受注者自らが設計を行うか、他の者に委託し設計を行わせるかにかかわらず、受注者が配置するものとする。 |
| 設計主任技術者 | 設計の技術上の管理を行う者。受注者自らが設計を行う場合は受注者が配置するものとし、設計を他の者に委託する場合は設計受託者が配置するものとする。 |
| 照査技術者 | 設計成果物の内容の技術上の照査を行う者。受注者自らが設計を行う場合は受注者が配置するものとし、設計を他の者に委託する場合は設計受託者が配置するものとする。 |

なお、当該技術者の兼務要件については、以下のとおりとする。

- ・ 受注者が設計を自ら行う場合、管理技術者及び設計主任技術者は、これを兼ねるこ

とができる。

- ・ 受注者が設計を自ら行う場合、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、管理技術者及び設計主任技術者又は照査技術者を兼ねることができる。
- ・ 受注者が設計を他の者に委託する場合、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、管理技術者を兼ねることができる。

(1) 設計を行う者に共通する技術要件

ア 次のいずれかを有している者を設計主任技術者として配置できること。

- (ア) 技術士（上下水道部門（下水道）、総合技術監理部門（下水道）、建設部門（土質及び基礎）、総合技術監理部門（土質及び基礎）のいずれか。）の資格を有する者
- (イ) 日本下水道事業団法施行令第4条第1項に定める第1種技術検定又は第2種技術検定に合格し、1年以上実務経験を有する者
- (ウ) 下水道法施行令第15条のうち第1号から第6号に定める資格を有する者で、第1号から第6号に定める実務経験を有する者

イ 設計主任技術者と照査技術者は同一の者をあてることはできない。

(2) 応募者より設計を受託する者に対する要件

ア 春日井市の入札参加資格者名簿（令和6・7度）において建設コンサルタントの「下水道」に登録されている者であること。

イ 複数の応募者からの設計受託を予定していない者であること。

ウ 本事業に関するアドバイザー業務を受託した以下の者又は資本面若しくは人事面において以下の者と関係がある者でないこと。

- ・ パシフィックコンサルタンツ株式会社（本社：東京都千代田区神田錦町）
- ・ 日比谷パーク法律事務所（本社：東京都千代田区有楽町）

なお、「資本面もしくは人事面において関係がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者を行い、「人事面において密接な関係にある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。

7 審査及び選定に関する事項

(1) 優先交渉権者決定の体制

優先交渉権者の決定にあたり、応募参加資格審査、基礎審査及び定量化審査（価格評価）は市が行う。定量化審査（性能評価）及び総合評価は、公平性、透明性を確保するとともに、客観的な審査等を行うために設置している「プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）」が行い、優先交渉権者を選定する。

委員会は市職員により構成される。なお、委員会は非公開とする。また、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本事業について委員会の委員への問い合わせや働きかけを試みた場合は、本事業の参加資格を失う。

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、応募参加資格要件を確認し、参加資格審査結果を応募者に通知する。

イ 入札書類審査（提案審査）

委員会は、あらかじめ設定した「優先交渉権者決定基準」にしたがって、定量化審査（性能評価）を行い、その審査内容と本事業の実施に係る対価（入札価格）を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

ウ 審査基準

提案の審査は、「技術能力」、「技術提案」を審査する。具体的には以下の内容を想定しているが、詳細については別途定める「優先交渉権者決定基準」のとおりとする。

(ア) 企業の技術能力に関する審査

- ・ 同種設計及び工事实績等による応募者（代表企業及び構成企業）の技術力に関する審査

(イ) 技術提案に関する審査

- ・ 各業務及び工事における施工体制や品質確保等に関する審査
- ・ 技術的提案に基づく経済的貢献度に関する審査

(3) 優先交渉権者の決定と公表

市は、委員会の選定結果を踏まえ、令和8年3月下旬に優先交渉権者を決定し公表する。

(4) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に応募者がいない、いずれの応募者の事業提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めない、もしくは適切な事業遂行が見込めない等の理由により、事業者を選定しない場合がある。

事業者を選定しない場合は、この旨を速やかに市ホームページにて公表する。

8 提出書類の取扱い

(1) 提出における前提

応募者から提出を受けた書類は返却しない。また、技術提案及び応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 著作権の帰属

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、発注者が必要と認める場合には、事業に対する提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、受注者以外の応募者提案については、事業の公表以外には原則使用しない。

ただし、発注者に提出された資料は、春日井市情報公開条例に基づき、公開することがで

きる。

(3) 特許権等の取扱い

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、工事方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

第3 受注者の責任

1 基本的考え方

事業の工事では、施設の設計及び施工の請負契約を締結するものであり、受注者は当該工事の実施にあたり必要な関係法令を遵守するものとする。設計及び施工の責任は、原則として受注者が負うものとする。ただし、発注者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途、受注者と協議の上、発注者が責任を負うものとする。

2 要求水準と契約不適合

(1) 要求水準

事業に関する要求水準は、要求水準書（案）に示す。

(2) 契約不適合が生じた際の措置

発注者は、受注者が本事業の実施にあたり、事業期間、設計成果物及び工事目的物等について受注者の責により要求水準書（案）に適合しない事象（以下「契約不適合」という。）が生じた場合、受注者に対し修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。また、受注者の責による「第11 (8) 事業期間」に記載の事業期間の延長は、原則認めないものとし、当該事情に鑑み発注者が認めた場合に限り事業期間の延長を可能とする。

発注者は、契約不適合及び事業期間の延長に伴い生じた損害の賠償を、受注者に対し請求できるものとする。

詳細については、契約図書に定めるとおりとする。

3 予想されるリスクと責任分担

発注者と受注者のリスク分担は、別紙1のとおりとする。責任分担は、別途、請負契約書に示す。

4 監理技術者、技術者の配置

請負契約の締結後、監理技術者は、工期を通じて詳細設計及び工事を総合的に調整・管理を行う。

なお、現場施工に着手するまでの期間（詳細設計期間、シールドマシンの工場製作のみが行われている期間、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日

については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

第4 発注者による監督

発注者は、受注者が契約図書に定められた事項及び技術提案に基づき事業の対象となる工事について、地方自治法第 234 条の 2、地方自治法施行令第 167 条の 15 に基づき工事監督を行う。

発注者による工事監督の概要は以下のとおりとする。なお、詳細については、別途公表する契約図書のとおりとする。

1 契約内容に関する事項

ア 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

イ 発注者が示した契約図書の記載内容に関する受注者の確認の申し出、質問に対する承諾又は回答

2 実施設計に関する事項

ア 事業に係る工事の実実施設計の進捗確認、発注者が示した契約図書及び受注者が示した技術提案内容との整合を確認

イ 発注者が示した契約図書及び受注者が示した技術提案に基づく、実施設計の確認

3 施工に関する事項

ア 発注者が示した契約図書及び受注者が示した技術提案並びに受注者が提出し発注者の承諾を得た実施設計に基づく工程の管理、立会、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査

4 工事完成に関する事項

ア 完成検査実施にあたり、受注者が作成した検査に必要な工事書類の確認

第5 契約に関する事項

1 制限価格

事業の工事に対する技術提案を公募するにあたり設ける制限価格については、募集要項公告時に提示する。

2 契約保証金

事業の工事に対する契約保証金は次に示すとおりとする。なお、各保証及び保険の取扱いについて対象機関との協議・調整が必要となる場合は、事業の実施方針及び要求水準書(案)を活用することを認める。

ア 契約保証については、春日井市契約規則(昭和40年3月31日規則第6号。以下「契約規則」という。)の定めるところにより、契約書に付して提出すること。

ただし、受注者が保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、かつ受注者が当該保険証書を発注者に提出した場合は、契約規則第34条により免除する。

第6 工事計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

本事業の工事計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、発注者と受注者は誠意をも

って協議し、協議が整わない場合は、請負契約書に従う。また、契約等に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

リスク分担表（案）
（共通事項）

リスクの種類		リスクの内容		リスクの負担者	
				市	事業者
応募・契約 リスク	応募手続きリスク	1)	応募に係る資料、応募手続き等の誤り・内容の変更によるもの	○	
		2)	発注者の事由による契約の未締結	○	
	契約リスク	3)	事業者の事由による契約の未締結		○
		4)	上記以外の事由による契約の未締結（議決の否決など）	○	○
制度関連 リスク	法令変更リスク	5)	法制度・許認可の新設・変更によるもの（本事業に直接の影響を及ぼすもの）	○	
		6)	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の新設・変更によるもの		○
	消費税変更リスク	7)	本事業の実施の対価に係る消費税の変更によるもの	○	
	税制変更リスク	8)	本事業に直接の影響を及ぼす税制度の変更によるもの		○
		9)	上記以外の税制度の変更によるもの（法人税率等）	○	
	許認可リスク	10)	市の事由による許認可等取得遅延	○	
		11)	上記以外の事由（不可抗力、法令変更を除く）による許認可等取得遅延		○
社会 リスク	第三者賠償リスク	12)	市の提示条件、指図、行為を直接の原因とする契約期間中の事故によるもの	○	
		13)	上記以外の事由（不可抗力、法令変更を除く）によるもの		○
	住民対応リスク	14)	本事業の実施そのものに関する地元合意形成	○	
		15)	受注者が行う業務（調査・施工）に関する地元合意形成		○
	環境リスク	16)	市が行う業務に起因する環境の悪化	○	
		17)	上記以外の事由（不可抗力、法令変更を除く）による環境の悪化		○
経済 リスク	保険リスク	18)	設計及び施工段階のリスクをカバーする保険		○
	物価変動リスク	19)	本事業に係る、インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減リスク（一定の範囲内）		○
		20)	本事業に係る、インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減リスク（一定の範囲を超えた部分）	○	
その他	安全確保リスク	21)	設計及び施工における安全性の確保		○
	債務不履行リスク	22)	市の事由による（市の債務不履行、埋蔵文化財の発見等）工事の中止・延期	○	
		23)	市の事由による支払の遅延・不能によるもの	○	
		24)	事業者の事由による（事業破綻、事業放棄等）工事の中止・延期		○
	不可抗力リスク	25)	本事業に係る、戦争、暴動、天災等による工事内容の変更、工事の延期・中止に関するもの	○	△

○：主負担

△：従負担（不可抗力における費用負担については、一定程度までは受注者が負担し、それ以上は発注者が負担する。）

(設計・施工)

リスクの種類		リスクの内容		リスクの負担者	
				市	事業者
設計段階 のリスク	測量・調査リスク	1)	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		2)	事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計リスク	3)	市の事由（提示条件や配管ルート等の大幅な変更等）による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大	○	
		4)	上記以外の事由（不可抗力、法令変更を除く）による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大		○
施工段階 のリスク	用地リスク	5)	本施設の建設に要する資材置き場、仮設道路等の確保に関するもの		○
		6)	土壌汚染、地下埋設物（既存資料で把握及び想定不可能なもの）に関するもの	○	
		7)	地下水位、地下埋設物（既存資料で把握及び想定可能なもの）に関するもの		○
		8)	文化財の存在に関するもの	○	
	工事遅延リスク	9)	市の事由及び予見が困難な事象による工事の遅延・未完工工事費の増大	○	
		10)	上記以外の事由（不可抗力、法令変更を除く）による工事の遅延・未完工工事費の増大		○
	工事費増大リスク	11)	発注者の事由による設計変更等に伴う工事費の増大	○	
		12)	想定が困難な地下構造物や他企業埋設物等の移設費等に伴う工事費の増大	○	
		13)	上記以外の事由（不可抗力、法令変更を除く）の事由による工事費の増大		○
	要求性能リスク	14)	要求水準不適合（施工不良を含む）		○
	工事監理リスク	15)	工事の監理に関するもの	○	
		16)	工事の現場管理に関するもの		○
	引渡前損害リスク	17)	本施設の引き渡し前に、本施設、工事材料又は建設機械器具等について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○

○：主負担

※本リスク分担表は、応募時におけるリスク負担の在り方の概念を示したものであり、最終的なリスク負担については、応募者の提案に基づきリスク負担の在り方を見直し、契約図書への反映をもって、リスクの負担の在り方が決定されるものとなる。このことから、本リスク分担表については、契約締結時には契約図書から除外する。